

2013年3月

投資信託約款変更(予定)のお知らせ

アイエヌジー投信株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定ファンド「ING・インドネシア株式ファンド」が主要投資対象とする「ING・インドネシア株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)について投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。本約款変更は投資信託及び投資法人に関する法律第17条およびその関係法令にて規定される投資信託約款の重大な内容の変更に該当すると判断しており、2013年3月11日時点のING・インドネシア株式ファンドの受益者の皆様を対象に、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

弊社は、今後とも皆様の資産形成のお役に立てるよう努力してまいり所存でございます。引き続き、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 予定している投資信託約款の変更内容および変更理由

変更内容

ING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先(投資顧問会社)をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)からライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに変更します。

変更理由

現在、ING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限は、アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に委託しております。この度、同社において業務の戦略的な見直しが行われるのに対し、マザーファンドの運用成果のさらなる向上を目指すため、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用委託先を変更いたします。なお、運用委託先の変更後も ING・インドネシア株式マザーファンドの目的や基本的な性格等に変更はありません。

<ご参考>

ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドは、シンガポールの大手金融グループである OCBC グループに属する東南アジア最大規模の資産運用会社です。

OCBC グループは、中国および香港、インドネシア、マレーシア、台湾に強い基盤を持ち、15 の国や地域で事業を展開するシンガポールの総合金融グループです。グループの中心である OCBC 銀行(オーバーシーズ・チャイニーズ銀行)は、財務基盤が極めて強く、2011 年、2012 年に「ブルームバーグ・マーケット」誌が発表する「世界で最も強固な銀行ランキング」において 2 年連続で第 1 位に選出されました。

2. 書面決議の手続きに関する日程

| | |
|----------------------|--|
| ① 受益者様の確定日 | 2013 年 3 月 11 日(月) |
| ② 書面による議決権の行使期間 | 2013 年 3 月 18 日(月)から 2013 年 4 月 1 日(月)まで |
| ③ 書面による決議の日 | 2013 年 4 月 3 日(水) |
| <書面決議により約款変更が決定した場合> | |
| ④ 反対受益者様の買取請求期間 | 2013 年 4 月 5 日(金)から 2013 年 4 月 25 日(木)まで |
| ⑤ 変更後の投資信託約款適用日 | 2013 年 4 月 26 日(金) |

※書面決議の対象となる受益者様には販売会社を通じて別途「投資信託約款変更(予定)のお知らせ」をお送りいたします。同「お知らせ」に議決権の行使手続き等の記載がありますのでご一読いただきますよう、お願い申し上げます。

ING・インドネシア株式ファンド
～ING・インドネシア株式マザーファンドの信託約款変更に関するQ&A集～

Q1. なぜ信託約款変更を行うのですか？

A1. 当マザーファンドでは、運用指図に関する権限を現在、アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に委託しております。この度、同社において業務の戦略的な見直しが行われるのに対し、マザーファンドの運用成果のさらなる向上を目指すため、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用委託先(投資顧問会社)を変更いたします。このため信託約款の記載内容に変更が生じることから、信託約款変更を行うことにいたしました。

Q2. ファンドの商品性には影響がありますか？

A2. 運用委託先は変更となりますが、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指すというファンドの目的や基本的な性格等に変更はありません。

Q3. 否決されるとどうなるのですか？

A3. 本決議が否決された場合は、当ファンドの信託約款変更は行いません。運用投資先の変更は、運用成果のさらなる向上を目指すためのものですので、受益者の皆様におかれましては何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

Q4. 反対受益者の受益権買取請求と通常の換金とは、何が違うのですか？

A4. 反対受益者様の受益権買取請求は、信託約款変更の決議において議決権行使書面にて反対された受益者様が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものです。この買取請求の場合には、受託銀行より買取代金をお支払する際に、振込手数料が差し引かれます。また、諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q5. 運用委託先はいつから変更されるのですか？

A5. 信託約款の変更が可決された場合、その変更が適用される2013年4月26日から、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドによる運用に変更されます。

Q6. 新聞の「オープン基準価格」の表記は変わりますか？

A6. 変更はありません。これまでと同様に日本経済新聞朝刊に「インドネシア」で基準価額が掲載されます。